

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

【大宮駅東口大門町3丁目中地区】

都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第416号関係】

議案第 4 1 6 号

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

【対象地区】

大宮駅東口大門町 3 丁目中地区

1 都市計画法第 1 7 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	大宮駅東口大門町 3 丁目中地区
縦覧の告示	令和 5 年 1 0 月 1 7 日
縦覧の期間	令和 5 年 1 0 月 1 7 日 から 令和 5 年 1 0 月 3 1 日まで
意見書の提出期間	令和 5 年 1 0 月 1 7 日 から 令和 5 年 1 0 月 3 1 日まで
縦覧者数	6 名

(2) 意見書の提出状況

1 通

(賛成意見) 1 件

- ・防火地域に指定していただき、大変結構だと思いますが、単に指定するだけでなく、掲示板等で市民及び通行人に注意を喚起して下さい。

令和 5 年 10 月 23 日

さいたま市長 清水 勇人 宛




さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る意見書

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、下記の理由により（賛成・反対）します。

反対賛成

記

~~当該ビル~~  ~~側、南側、~~

防火地域に指定していただく、大変結構だと思いきや、単に指定するだけでなく、掲示板等で市民及び通行人に注意を喚起して下さい。



- 提出期間 令和5年10月17日（火）～10月31日（火）【必着】
- 提出方法 各縦覧場所へ持参、もしくはさいたま市役所都市計画課へ郵送
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所本庁舎 9階
「さいたま市役所 都市計画課」宛